



森林に太陽光発電設備を設置する場合の許可が必要となる開発面積の基準が変わったと聞いたけど、ホント？

ホントです。

令和5年4月より、森林^{※1}を開発して太陽光発電設備を設置する場合、その**面積が0.5haを超える**ものは、**都道府県知事の許可が必要**になります^{※2}。



林地開発許可制度が変わります!!

- 森林^{※1}を開発して太陽光発電設備を設置する場合、

これまで

開発面積が1haを超える場合、都道府県知事による林地開発許可が必要でした。

令和5年4月より

開発面積が0.5haを超える場合、都道府県知事による林地開発許可が必要となります^{※2}。

※1 都道府県知事がたてる地域森林計画の対象となっている民有林で、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除きます。
※2 ただし、令和5年3月31日までに太陽光発電設備の設置に必要な測量・設計等の準備行為を終えた上で、既に土地の開発行為に着手している場合は、林地開発許可の取得は不要です。

- 林地開発許可を取得せずに開発を行った場合には、森林法に基づき、監督処分や罰則が科されます。

林地開発許可制度に関する問い合わせ先

担 当 課	所 在 地	連 絡 先
岐阜県林政部 森林保全課 森林管理係	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁	TEL : 058-272-1111 FAX : 058-278-2707
岐阜農林事務所 林業課 〔岐阜市、各務原市、山県市、 本巣市〕	〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-53 ふれあい会館 第1棟 8階	TEL : 058-214-7406 FAX : 058-215-7034
西濃農林事務所 林業課 〔大垣市、海津市、養老郡、 不破郡〕	〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎	TEL : 0584-73-1111 FAX : 0584-73-8606
揖斐農林事務所 林業課 〔揖斐郡〕	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎	TEL : 0585-23-1111 FAX : 0585-22-6725
中濃農林事務所 林業課 〔関市、美濃市〕	〒501-3756 美濃市生楡 1612-2 中濃総合庁舎	TEL : 0575-33-4011 FAX : 0575-33-4060
郡上農林事務所 森林保全課 〔郡上市〕	〒501-4292 郡上市八幡町初音 1727-2 郡上総合庁舎	TEL : 0575-67-1111 FAX : 0575-67-0961
可茂農林事務所 林業課 〔美濃加茂市、可児市、 加茂郡、可児郡〕	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎	TEL : 0574-25-3111 FAX : 0574-28-5301
東濃農林事務所 林業課 〔多治見市、瑞浪市、土岐市〕	〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎	TEL : 0572-23-1111 FAX : 0572-23-9440
恵那農林事務所 森林保全課 〔中津川市、恵那市〕	〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎	TEL : 0573-26-1111 FAX : 0573-25-1501
下呂農林事務所 林業課 〔下呂市〕	〒509-2592 下呂市萩原町羽根 2605-1 下呂総合庁舎	TEL : 0576-52-3111 FAX : 0576-52-1483
飛騨農林事務所 森林保全課 〔高山市、飛騨市、大野郡〕	〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎	TEL : 0577-33-1111 FAX : 0577-36-4000